2　捕虜及び抑留された文民

2.1　通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、捕虜が直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じて発受するものについては、郵便料金（航空割増料金を除く。）を免除する。中立国内に収容され、かつ、抑留されている交戦者は、この1の2.1の規定の適用上、捕虜とみなす。

2.2　2.1の規定は、通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、直接又はこの条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関を通じ、戦時における文民の保護に関する千九百四十九年八月十二日のジュネーヴ条約に規定する抑留された文民に宛てて他国から発出されるもの又はこれらの者が差し出すものについても適用する。

2.3　この条約の施行規則及び郵便送金業務に関する約定の施行規則に定める機関も、1の2.1及び2.2に規定する者に関する通常郵便物、小包郵便物及び郵便送金業務に係る郵便物であって、これらの機関が直接又は仲介者として発受するものについては、郵便料金の免除の利益を享受する。

2.4　2.1から2.3までの規定により郵便料金を免除される小包の差出しは、重量五キログラムを超えないものに限り認められる。内容品を分割することのできない小包及び捕虜に分配するために収容所又は捕虜の代表者に宛てた小包については、この最大限度を重量十キログラムとする。

2.5　指定された事業体の間の勘定の決済において、郵便業務の事務用小包及び捕虜又は抑留された文民が発受する小包については、航空小包に適用される航空運送料を除くほか、割当料金の割当てを行わない。

3　盲人用郵便物

3.1　差出側の指定された事業体の内国業務において引き受けることができる範囲内で、盲人のための機関に宛て、若しくは盲人のための機関から差し出され、又は盲人に宛て、若しくは盲人から差し出される盲人のための全ての郵便物については、航空割増料金を除くほか、郵便料金を免除する。

3.2　この条において、

3.2.1　「盲人」とは、自国において盲目であり、若しくは視覚に障害があるとして公式に登録され、又は世界保健機関の盲人若しくは視力の弱い者の定義に該当する全ての者をいう。

3.2.2　盲人のための機関とは、盲人のために業務を行い、又は公式に盲人を代表する全ての団体又は協会をいう。

3.2.3　盲人用郵便物には、音声を含むあらゆる形態の通信文及び刊行物並びに盲人が盲目であることから生ずる問題を克服することを支援するために作成され、又は調整された各種の器具又は用品であって、この条約の施行規則に定めるものを含む。

第七条

条約第十七条を次のように改める。

第十七条　基礎業務

1　加盟国は、その指定された事業体が通常郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

2　書類のみを包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

2.1　重量一キログラムまでの優先郵便物及び非優先郵便物

2.2　重量一キログラムまでの書状、郵便葉書及び印刷物

2.3　重量七キログラムまでの盲人用郵便物

3　物品を包有する通常郵便物とは、次のものをいう。

3.1　重量二キログラムまでの優先小形包装物及び非優先小形包装物

3.2　この条約の施行規則に定める重量七キログラムまでの盲人用郵便物

4　通常郵便物は、この条約の施行規則に従って、郵便物の取扱速度及び郵便物の内容品の双方により分類される。

5　通常郵便物は、4に規定する分類の方法において、その型により、小型郵便物（P）、大型郵便物（G）又は小形包装物（E）に分類することができる。大きさ及び重量の制限については、この条約の施行規則に定める。

6　2及び3に定める重量制限を超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の種類の通常郵便物について任意に適用する。

7　加盟国は、その指定された事業体が、重量二十キログラムまでの小包郵便物を引き受け、取り扱い、運送し、及び配達することを確保する。

8　重量二十キログラムを超える重量制限は、この条約の施行規則に定める条件に従って、特定の小包郵便物について任意に適用する。

第八条

条約第十八条を次のように改める。

第十八条　追加の業務

1　加盟国は、次の義務的なかつ追加の業務の提供を確保する。

1.1　書類のみを包有する自国から発送する又は自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る書留郵便業務

1.2　物品を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務

2　加盟国は、次の追加の業務を提供することを取り決めた指定された事業体の間において当該業務の提供を任意のものとして確保することができる。

2.1　小包及び書類のみを包有する優先通常郵便物に係る保険付郵便業務

2.2　通常郵便物及び小包に係る代金引換郵便業務

2.3　書類を包有する自国宛ての航空通常郵便物及び優先通常郵便物並びに書類又は物品を包有する自国から発送する航空通常郵便物及び優先通常郵便物に係る追跡業務

2.4　書類のみを包有する書留通常郵便物及び保険付通常郵便物に係る受取人本人への手交業務

2.5　物品を包有する郵便物に係る関税込持込渡し業務

2.6　取扱困難な小包に係る業務

2.7　一の差出人から外国に宛てて多量に差し出される小包の発送業務

2.8　当初の差出人の承認に基づき、受取人が当該差出人への物品の返送を指示する場合における物品の返送業務

2.9　重量三十キログラムまでの同一名宛地の同一受取人に宛てた新聞紙、定期刊行物、書籍その他これらに類する印刷された書類を包有する「M郵袋」という特別の郵袋に係る業務